



オーストラリアへの入国

オーストラリアに入国するためには、以下の手順に従ってください。

ステップ 1 - 渡航を予約する前に

自身のビザ要件を確認する

ビザのない状態でオーストラリアに渡航しようとしてはなりません。当省の Visa Finder [ビザ検索] を利用して、[ビザについてどのような選択肢があるのか](#)を調べることができます。

ステップ 2 - ワクチン接種要件を確認する

渡航者がオーストラリアに入国するために必要な手続き等は、当該渡航者のワクチン接種状況により異なります。

自身がオーストラリアが定める[海外渡航目的上のワクチン接種要件](#)を満たしているか、確認しましょう。

オーストラリアに到着するビザ保有者は、以下のいずれかのような場合にビザの取り消しおよび収容・退去措置の対象となる場合があります：

- オーストラリアの入国要件に定められた海外渡航目的上のワクチン接種を完了していない

- オーストラリア政府が定義する、COVID-19 [新型コロナウイルス] ワクチンの医療上の禁忌症状等が無い
- **Exempt Category** [規制適用除外対象カテゴリー] に該当せず、**Individual Travel Exemption** [個別の規制適用除外措置] も受けていない

上記のいずれの要件も満たしていない方は、[ワクチン未接種渡航者](#)向けの手順に従ってください。

ステップ 3 - ワクチン接種証明書を取得する

オーストラリア国内でワクチン接種を受けた方は、International COVID-19 Vaccination Certificate (ICVC : 新型コロナウイルス・ワクチン接種国際証明書) を取得してください。

海外でワクチン接種を受けたために ICVC を保有していない方は、オーストラリアが定める要件を満たす Foreign Vaccination Certificate [外国のワクチン接種証明書] を取得しなければなりません。

詳細は、[Vaccination and Testing Requirements](#) [ワクチン接種と検査に関する要件] の項で確認してください。

ステップ 4 - 各州・準州の到着時要件を確認する

フライトを予約する前に、各州・準州の到着時要件を確認してください。到着時要件には、Border Entry Registration Forms [入境登録書] や隔離措置などが含まれる場合があります。

自らが乗り継ぎや訪問を予定しているすべての州・準州の状況を確認しましょう。なお、こうした義務・要件は事前通告期間があまり設けられないかたちで変更される可能性があります。

自らに適用される移動・渡航に関する規制や要件に従い、それらを順守する責任は、渡航者にあります。規制等に従わず、それらを順守しなかった場合、収監や多額の罰金などを含む、深刻な罰則を科される可能性があります。詳細は、[State and Territory Arrival Requirements](#) [各州・準州の到着時要件] の項で確認してください。

ステップ 5 - 渡航の計画を立てる

事前に計画を立てておく

渡航時に遅延や障害が発生した際にはどのように対応するのか、検討しておくようにしましょう。

ステップ 6 - 渡航を予約する

ステップ 7 - 渡航準備をする

Digital Passenger Declaration [デジタル渡航者申告] を記入する

Digital Passenger Declaration (DPD : デジタル渡航者申告) はフライトの 7 日前から記入を開始し、オーストラリアに向けての出発前 72 時間以内に提出することができます。

DPD には、医療上の重要情報を記入するよう求められています。この情報の提供は、法的拘束力を持つ義務です。こうした情報は、空港においてやオーストラリア到着時に不要な遅延が発生することがないようにするために役立てられます。詳細は、[DPD](#)の項で確認してください。

ステップ 8 - 新型コロナウイルスの出発前検査を受ける

オーストラリアへの渡航者は、ごく最近に受けた新型コロナウイルス検査で結果が陰性であったことを示す証明書類等を航空会社職員に提示する必要があります。

必要な検査の種類や、検査を受けるタイミングについての詳細は、[Vaccination and Testing \[ワクチン接種と検査について\]](#)の項で確認してください。

ステップ 9 - 空港で提示を求められる書類を用意する

搭乗するフライトにチェックインする際には、航空会社職員から以下の書類の提示を求められます：

- パスポート
- ビザ
- 当該渡航者がオーストラリアが定める[海外渡航目的上のワクチン接種要件](#)を満たしていることを示す証明書類等
- [新型コロナウイルス検査の陰性結果](#)
- 記入済みの [DPD \[デジタル渡航者申告\]](#)

ステップ 10 - オーストラリアへの入国要件を満たす

オーストラリアへの入国要件には、入国審査や税関およびバイオセキュリティ上の審査が含まれます。

詳細は、[Crossing the Border \[出入国\]](#) の項で確認してください。

ステップ 11 - 各州・準州の到着時要件を満たす

ほとんどの州・準州では、オーストラリア到着直後に新型コロナウイルスの検査を受けることが義務付けられています。

[乗り継ぎや訪問を予定しているすべての州・準州](#)における検査要件について、確認するようにしてください。

オーストラリア経由での乗り継ぎ

72 時間以内の乗り継ぎ

オーストラリアを経由地とする乗り継ぎ渡航をする渡航者は、オーストラリアに入国してから 72 時間以内に出発する乗り継ぎ先の便のチケットを**必ず**確保しなければなりません。乗り継ぎ先の便を確保できない場合、オーストラリアを経由しての渡航はできません。

乗り継ぎ時のビザ要件

オーストラリアを経由地として乗り継ぎをする渡航者は、有効なビザ（査証）を保有しているか、[Transit without a Visa \(TWOV : 無査証通過\)](#)の対象国籍者でなければなりません。

有効なビザを保有していない方、または TWOV の対象者でない方は、オーストラリアへの入国のためにビザを申請しなければなりません。オーストラリアで 72 時間以内の乗り継ぎをする方は、[Transit \[乗り継ぎ\] ビザ \(サブクラス 771\)](#) を申請してください。

新型コロナウイルスの検査

オーストラリアを経由地とする乗り継ぎ渡航をする方は、新型コロナウイルス検査の陰性結果が必要となります。詳細は、[Vaccination and Testing \[ワクチン接種と検査について\]](#) の項で確認してください。

デジタル渡航者申告

Digital Passenger Declaration（DPD：デジタル渡航者申告）はフライトの 7 日前から記入を開始し、オーストラリアに向けての出発前 72 時間以内に提出することができます。

DPD には、医療上の重要情報を記入するよう求められています。この情報の提供は、法的拘束力を持つ義務です。こうした情報は、空港においてやオーストラリア到着時に不要な遅延が発生することがないようにするために役立てられます。詳細は、[DPD](#) の項で確認してください。

各州・準州の到着時要件

乗り継ぎ旅客は、到着する州・準州における乗り継ぎに関する義務に従わなければなりません。なお、乗り継ぎ先の便を待つ間、隔離措置のためにホテルでの滞在が必要となる可能性があり、その滞在費を自己負担で支払うよう求められる場合があります。詳細は、[State and Territory Arrival Requirements \[各州・準州の到着時要件\]](#) の項で確認してください。

72 時間より長い時間の乗り継ぎ

乗り継ぎ便まで 72 時間を超える時間をオーストラリアで過ごすことになる方は、オーストラリアを経由地とする乗り継ぎ旅客とは**みなされません**。

これに該当する方は、新型コロナウイルス・ワクチンの接種および検査要件や、ビザ、入国審査、税関およびバイオセキュリティ上の審査、そして義務付けられている Health Declarations [医療申告] を含む、オーストラリアへの入国に関するその他すべての要件を満たしていなければなりません。詳細は、[Crossing the Border \[出入国\]](#) の項で確認してください。

また、[各州・準州の到着時要件](#)も満たしている必要があります。